

育児休業等任期付職員（教育職員）の導入について

1 提案理由

地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、令和2年4月1日以降、教育職員の育児休業取得者及び配偶者同業休業取得者の代替職員として、育児休業等任期付職員を任用する。

これに伴い、平成29年度より導入している学校事務職員代替の育児休業等任期付職員についても、教育職員代替の育児休業等任期付職員に合わせる形で任用の整理を行う。

2 対象職種

教諭代替（講師）、養護教諭代替（養護助教諭）、栄養教諭代替（学校栄養職員）、学校事務職員代替（学校事務職員）

3 任用

(1) 育児休業任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律 第6条第1項第1号）

一会計年度を単位として任用する。（育児休業の承認期間が1年に満たない場合、育児休業の承認期間を限度とする。）

(2) 配偶者同行休業任期付職員（地方公務員法第26条の6第7項1号）

一会計年度を単位として任用する。（配偶者同行休業の承認期間が1年に満たない場合、配偶者同行休業の承認期間を限度とする。）

4 給与

各職種に対応した給料表1級を適用。任用の都度初任給決定を行う。

5 勤務条件

常勤職員に準じる。

6 人事評価

簡易な人事評価を行う。（単年度任用であることから、給与反映は行わない。）

7 実施時期

令和2年4月1日